

2016年7月1日

Japan tax newsletter

EY税理士法人

英国のEU離脱 間接税への 影響の考察

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

国民投票日直前の世論調査では残留派優勢と伝えられ、金融市場でも英国のEU離脱(ブレグジット)回避を織り込みつつあっただけに、6月23日の離脱派勝利は衝撃をもって受け止められました。実際のEU離脱プロセスには大きな不確実性が伴うだけに、企業はこれを注意深く見守り、対策を打ち出す必要があります。ブレグジットで最も影響を受けるとされる税の分野が間接税です。特にEU離脱は、英国とEUのみならず、EU以外の国・地域との貿易関係に変化をもたらすものであり、関税へのインパクトは大きいと見られています。

関税面への影響

現在、英国はEUのメンバーとしてEU関税同盟(EU Customs Union)に加盟しています。EU関税同盟は、EU域内における物品の自由移動を実現するものです。欧州連合関税法典(UCC: Union Customs Code)という共通ルールの下、域内の関税や通関手続きが撤廃され、EU以外の国々との貿易にはEU共通の関税、通関手続き、関税政策が導入されています。UCCにより、EUにおける貨物の輸出入・通過にかかる統一されたシステムが運営され、28の加盟国の税務当局があたかも一つの税関であるかのように機能しています。また、EU域外の国々と締結する、FTA(自由貿易協定)やEPA(経済連携協定)といった貿易協定はEUとして実施されています。EUは、すでに53のEU外の国・地域との自由貿易協定を締結しており、それ以外に一部途上国に対する一般特惠関税制度も存在します。

英国がEUから離脱した場合、当然EU関税同盟からも外れることになり、英国とEUはいわば外国の関係になります。EUとの取引が輸出入と見なされ、関税の徴収・通関手続き・輸出入規制の対象になり、企業にとっては手間とコストが増えます。英国は、EUとの取引における物品の自由移動を維持するためには、交渉が必要となります。また、EU単位で締結しているあらゆる貿易協定から離脱することにより、EU域外の国・地域と貿易協定を再交渉する必要があります。

英国が採りうる選択肢

厳しいEUの共通ルールから解放されることにより、独自に政策を決定し、主権を取り戻すことが離脱派の主張でしたが、物品とサービスの自由移動に関しては、EU単一市場へのアクセスを確保したいとするのが英国のスタンスと言われています。そこで、英国が今後もEU単一市場にアクセスするために、どのような選択肢があるのでしょうか。この点に関しては、①ノルウェー方式、②スイス方式、③カナダ方式、④トルコ方式が議論されています。

各方式の特徴は、以下の通りです。

- ① ノルウェー方式 — EEA (European Economic Area: 欧州経済領域) への加盟を通じた、EU単一市場へのアクセスを確保する方式です。EEAとはノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインといったEFTA (欧州自由貿易連合) 加盟国が、農産物や水産物といった特定のセクターに関するEU規則を批准しなくとも、EU単一市場にアクセスできるようにするための包括的枠組みです。物品の自由移動に関しては、FTAの締結を通じて、関税の低減・撤廃を実現します。FTAを結ぶと、原産地規則や積送基準を充足しなければならず、通関手続きも必要となります。原産地規則等を満たさないことが発覚した場合、通常関税が追徴され、罰金の対象になります。ノルウェー方式の場合、実質的にEU規則の大半を国内法に反映し、EUに対する多額の財政拠出を行う必要がある反面、EU規則の決定プロセスには関与できません。また、EUの貿易協定には参加できないため、各国と再交渉する必要があります。
- ② スイス方式 — ①のような包括的な協定ではなく、特定の分野ごとに個別に二国間の協定を結ぶことにより、EU単一市場へのアクセスを求める方式です。スイスの場合、100以上の個別協定が締結されており、物品・サービス・人・資本の自由移動を高い次元で実現されていますが、金融セクターを含む特定のセクターは除外されています。①と同様、物品の自由移動に関しては、FTAの締結を通じて、関税の低減・撤廃を実現します。また、EUへの財政拠出が必要な反面、EU規則の決定プロセスには関与できず、各国との貿易協定も再交渉しなければなりません。

③ カナダ方式 — WTO (世界貿易機関) の枠組みの中で、FTA・EPAをEUと結ぶことにより自由貿易を実現します。カナダは2016年2月にEUとのEPAに合意しており、7年以内に双方の98%以上の関税撤廃を目指しています。TPPのようなEPAを締結する場合、関税の撤廃のみならず、一部サービス・人・資本についても自由化が図れますが、EU単一市場と比べると、自由移動は低い次元に留まります。また、EUの域外貿易協定には参加できないため、①、②と同様、各国と貿易協定を再交渉する必要があります。

④ トルコ方式 — ①～③より限定的な貿易関係で、関税同盟の締結を通じて単一市場にアクセスする方式です。この方式では、農産品を除く物品にEUの域外共通関税が適用されますが、あくまで関税に関する同盟であることから、人・サービス・資本等の自由移動は原則として対象外となり、EU単一市場へのアクセスは限定的となります。ただし、①～③の様にFTAを通じて物品の自由移動を実現するのとは異なり、関税同盟を締結することから、FTAに必要な原産地規則の充足などは不要となり、EU域内に一度流通された貨物であれば、非EU産のものであっても無税で通関することになります。この方式では、EUに対する財政拠出義務を負いませんが、関税同盟を結んでいる以上、EUの貿易ルールに従わなければなりません。また①～③と同様に、EU規則の決定プロセスに関与できません。

現時点では、英国政府が上記の方式にならってEUと交渉を進めるかは現段階で不透明です。ただし、一般的にFTA交渉などの貿易交渉は、数年で交渉が成立することは稀であることから、もし仮にリスボン条約第50条に則って英国が離脱する場合、欧州理事会への通知から2年以内に貿易交渉が成立しない限り、EUとの取引において通常関税が発生してしまう可能性があります。いずれにせよ、英国がEUから離脱してからもEUとの自由貿易のメリットを享受するためには、英国側には何らかの代償を払うことになり、難しい判断が求められます。

影響は付加価値税、物品税にも

関税以外の間接税の分野で、影響が予想されるのが付加価値税 (VAT) と物品税です。現在、EU域内ではVAT指令により標準課税、軽減税率、免税、課税タイミング等に対して、高度な共通ルールが適用されています。関税とは異なり、付加価値税は内国税と位置付けられており、英国もVAT指令を国内法に反映しています。そのため、EU離脱によりVAT関連規則が無効になる訳ではありません。ただし、EU加盟国でなくなることで適用されなくなる規則や目的を失う規則の改正が必要になります。例えば、EU域内の供給・取得として適用されるVATの取扱いが輸出入・域外取引としての取扱いに変更しなければなりません。また、EU域内で活動する英国企業が非EU企業になることで、EU居住者とは異なるVAT上の取扱いを受けることになり、EU域内

の事業者としての恩典が消滅し、EU各国でVAT課税事業者の登録や納税代理人の任命が必要となります。しかし同時に、英国はVAT指令に従う必要がなくなるため、税率や免税の取扱いに関して柔軟性が増す可能性もあります。

物品税についても同様のことが言えます。物品税とは、特定の製品の製造又は販売に対して課される間接税で、たばこ、アルコール類、エネルギーと言った物品に課税されます。EU規則により、製品分類の程度、最低税率、免税の許容、EU域内での生産・保管及び移動に係る一般的規則に関してある程度の統一が図られています。物品税も付加価値税と同様、英国の国内法で実施されているため自動的に無効にはなりません。今後EU物品税規則に従う必要がなくなり、柔軟性が増すことになります。

求められる企業の対応

前述の通り、英国のEU離脱は企業の間接税の取扱いに大きな影響をもたらします。離脱プロセスについてはまだ見通せない部分が多いとされますが、仮にリスボン条約第50条に則って行われる場合、欧州理事会への通知から2年後にEUの条約は英国に適用されなくなります。企業はその間に、サプライチェーンを含むその他の戦略の練り直しを急ぐ必要があります。具体的には、次のような項目が挙げられます。

- ① 英国製造拠点の再配置の検討及び欧州調達戦略の見直し
- ② EU諸国における新たなVAT登録、納税代理人の任命、VAT申告の効果的手法の検討
- ③ VAT税率・物品税率の変更の可能性の検討とそれに則した販売戦略の再検討
- ④ ITシステム変更の検討
- ⑤ コンプライアンス体制の再構築、トレーニングの必要性

日本企業は、EUへのゲートウェイとして英国に拠点を置くケースが多く、今回の国民投票の結果を受けて、早急な対策が求められることとなります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

+81 3 3506 2678

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160701

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp